

患者の集いモミの木認定再生委員会審査の議事次第

- 開催日時 令和7年9月17日(水) 21:00~21:30 予定
開催場所 渋谷区恵比寿 4-19-3BAC HOUSE 1階会議室 ZOOMによるリモート併用
会議事項 (1)出欠確認
(2)議長の選任
(3)資料確認
(4)審査
(5)その他

認定再生医療等委員会の所在地及び名称

所在地：東京都渋谷区恵比寿2-28-10 ShuBLDG 2983

名称：一般社団法人モミの木

患者の集いモミの木再生医療等委員会

出欠席委員名

(出席委員)

委員	後藤 重則	男	医学・医療 (a-1)	瀬田クリニック東京医院長 日本免疫治療学会理事	利害無
委員	大野 美樹 (頓宮)	女	医学・医療 (a-2)	(株)la vita 代表取締役 医学博士	利害無
委員	石渡 敏暁	男	法律・生命倫理 (b)	弁護士、一般社団法人細胞 免疫学研究会認定再生医療 等委員会委員	利害無
委員	佐藤 毅	男	法律・生命倫理(b)	司法書士	利害無
委員長	梶 伸子	女	一般 (c)	一般社団法人モミの木代表理事	利害無

(欠席委員)

委員	古莊 純一		医学・医療 (a-2)	昭和病院小児科医長、青山大学 教育人間科学部教授	利害無
委員	中村 素行	男	医学・医療 (a-2)	なかむら消化器クリニック医院 長 医師	利害無
委員	萬 憲彰	男	医学・医療 (a-1)	医療法人医新会よろずクリニッ ク理事長 医師	利害有
委員	平林 茂	男	一般 (c)	バイオアクセル(株)代表取締 役、サイエンスライター	利害有
委員	川内 美登子	女	一般 (c)	株式会社川内美登子・植物代替 療法研究所 臨床心理士・植物 療法士	利害無
委員	豊田 厚子	女	一般 (c)	(株)ブライテスト代表取締役	利害無
委員	熊谷 恵津子	女	一般 (c)	NCRI 株式会社 役員	利害無

技術専門員名

再生医療	後藤 重則	男		瀬田クリニック東京医院長 日本免疫治療学会理事	利害無
再生医療	大崎 真	男		日本再生医療学会認定上 級 臨床培養士	利害無

会議事項：

出欠確認 委員会規定第 5 条により、委員会の成立を確認する。

議長の選任 委員会規定第 4 条により、委員長が議長に選任されることを確認。

資料確認 事務局より配布された資料の確認。

審査↓

審査

1. 医療法人社団東京メディカルテラス様の法人化に伴う顛末書の審査

<1. 顛末書の審査（法人化に伴う）>

確認

再生医療等提供計画を提出した医療機関の名称

再生医療等提供計画を提出した医療機関管理者

医療法人社団東京メディカルテラス

菊永 裕行

第 1 号議案

医療法人社団東京メディカルテラスより提出されている顛末書の承認の件

東京メディカルテラス様が法人化され、医療法人社団東京メディカルテラスとして新規申請するにあたり、添付する必要のある「顛末書」の審査

以上、顛末書の審査について、内容をより具体的に修正したもの（受け取った日 9 月 5 日）を事前審査し、顛末書の【今後の対応】の項目に、この審議において当委員会が決定した文章を記載していただくことで、顛末書を承認することを全員一致で決定した。

《審議概要と意見》

顛末書の【今後の対応】の項目について、さらに具体的に書く必要性を議論し、この審議の場で下記の文章を決め、【今後の対応】部分に記載していただくことで、顛末書を承認することを決定した。

【今後は法律についての理解を深めた上で、法律を遵守し規定に沿って進めていきます。当方で判断がつかない点に関しては、再生医療等委員会等に適宜相談いたします。】

記載事項が相違ないことを確認するため、クリニックが修正した顛末書を、メールにて委員長に提出し、参加委員全員で確認することとした。確認した日付は、追記する。

■ 顛末書の承認のための認定委員会の緊急開催について、委員のスケジュール調整が難しい場合のいくつかの方法を模索した。回議について、持ち回りについて、また「持ち回り」以外の方法として、標準業務規程17条2項による審査や、今回の顛末書の位置づけにより、再生医療等安全確保法（以下、安確法）26条1項4号の審査ということになる。

1号は提供計画や関連書類の審査、2号は疾病等の場合の審査、3号が定期報告関係の審査、4号が1から3号以外の審査になるので個人的には4号の審査かと思うが、上記の標準業務規程17条3項の対象は、法26条1項4号については一部委員により審査して後から委員会での結論を得るという方法ができるとなっている。

この顛末書の審査が今回の法人の提供計画に付随する資料であればそれは安確法、26条1項1号の審査なので17条3項の適用の可否を検討するということになる。

というご意見をいただいた。※関連規定の条文とこのような持ち回りなどについて厚労省の資料をいただく

■ 顛末書については承認することでよいが、

「再生医療等安全性確保法は再生医療等を提供する医師自らが熟知して法を守る義務がございます。今回の件は確かに見落としがちな部分ではありますが、今後も法を遵守し適切な治療の提供をお願いします」ということになろうかと思う。

■ 今後の課題としてクリニック様とも信頼関係を構築しながら継続的に良い体制を構築したい。

■ 顛末書の初期版で欠けていた具体的な部分が加わり、良くなった。厚生局にも目をとおしていただいたとのクリニックからの報告もあり、承認とした。

〈本日の会議における指摘事項〉

□今回委員長判断での持ち回り決議という方法で行うことがあれば、規定上、全委員の同意が必要、今回参加の委員の方以外にも同意をとる必要があるので、注意すべき。

□今回の委員会としての承認の方法は、専門性の高い石渡先生のご意見に従うべき。

□詳細について、よくわからない部分があって、判断に困っていたが、事前に電話で情報の共有で明確化になったので、承認とすることでよい。

上記内容を確認し、決議を明確にするためこの記録を作成し、作成者において承認確認を行う。

追記：東京メディカルテラス【顛末書】の【今後の対応】部分の内容を確認した。

2025年9月18日

2025 年 9 月 17 日
